

## 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議 平成28年度 要望・回答

## 京王電鉄

## I 輸送力増強

## 1 輸送計画の改善

番号	要望事項	要望内容	回答
(1)	相模原線の輸送力増強	<p>平成27年9月のダイヤ改正において、都営新宿線直通列車の増発などが行われるとともに、平成28年9月のダイヤ改正において、都営新宿線直通列車の初電が繰り上げられ、相模原線から都営新宿線方面へのアクセスが強化されたところであり、これまでもダイヤ改正のたびに相模原線の輸送力増強に努めていただき感謝しております。</p> <p>今後、橋本駅周辺地区は、リニア中央新幹線駅の設置や駅周辺の開発等により、利用者の増加が見込まれることから、さらなる速達性の向上、輸送力増強を図られるよう要望いたします。</p>	<p>平成27年9月のダイヤ改正では、都心方面のアクセス強化を目的とした都営新宿線直通列車の増発や、早朝時間帯の特急・準特急の増発、初電時刻の繰り上げ、終電時刻の延長を実施しました。さらに平成28年9月のダイヤ改正では、都心方面に乗換えなしでアクセスできるよう、都営新宿線直通列車の運行開始時刻を繰り上げるなど、相模原線内の利便性向上を図っております。</p> <p>今後もお客様の利用状況やリニア中央新幹線の具体化を見極めながら、より便利で快適に列車をご利用いただけるよう各種施策に取り組んでまいります。</p>

## II 利便性向上

## 1 駅施設等の整備

番号	要望事項	要望内容	回答
(1)	高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者等に配慮した駅施設の整備等	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者等が駅施設を安全かつ快適に利用できるよう、整備を進めていただいているところですが、引き続き、次の事項について、特段のご配慮をされるようお願いいたします。</p> <p>① 駅施設の整備に当たって、同法に基づく移動等円滑化基準のみならず、国土交通省が定めた移動等円滑化のガイドラインへも対応していただくよう要望いたします。</p> <p>② 傷病者の収容に際し、救急担架を水平にして搬送することが望ましい傷病者も多いことから、救急担架(奥行き2.0m、幅0.6m程度)が容易に収容できるエレベーターの設置を要望いたします。</p> <p>ただし、空間上の制約などにより、設置まで長期間かかる場合は、当面の代替策として、足部等が折りたためる等のコンパクトにエレベーターに収納することが可能なサブストレッチャー(搬送補助器具)を装備していただきたく要望いたします。</p>	<p>①弊社では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」に基づき、駅施設等のバリアフリー化を進め、神奈川県内の3駅を含む京王線全駅で移動等円滑化された経路を確保しております。</p> <p>また、車いすをご利用のお客様や乳幼児連れのお客様にも安心してご利用いただける「だれでもトイレ(多機能トイレ)」についても京王線全駅に設置し、オストメイト対応の水洗器具を整備しているほか、橋本駅の一般トイレには小型手動車いすのお客様がご利用できる簡易多機能便房を設置しております。今後も施設の改修工事に合わせて、ガイドラインに沿った整備に努めてまいります。</p> <p>②救急担架を容易に収容できるエレベーターについては、橋上駅舎化などの大規模な駅改良工事に合わせて設置を進めております。</p> <p>神奈川県内の3駅については、バリアフリー対応としてエレベーターの整備を完了しておりますが、既存駅舎における空間上の制約などにより救急担架に未対応の機種となっておりますので、今後大規模な駅改良等を実施する際には、設置に向けた検討を行ってまいります。</p>

③ 視覚障害者の安全な移動及び円滑な駅施設利用のための、ホームドア、可動式ホーム柵、転落検知マット等の設置と、ニーズに応じた分かりやすい音声案内に取り組みられるよう要望いたします。

④ オリンピック・パラリンピックに向けた動向を注視しながら、駅施設の案内板等へ、多言語及びふりがな等の分かりやすい表示をしていただくよう要望いたします。

③目の不自由なお客様が駅を安全かつ円滑にご利用いただけるよう、下記の設備を設置しております。

- ・改札口及びトイレにおいて点字を用いた触知案内図
- ・改札口や階段などにおいて音声または音響でご案内する装置
- ・誘導警告ブロック及びホームの内側を示す内方線ブロック

ホームドアについては、列車との接触事故を未然に防止する非常に有効な設備と認識しておりますが、設置にあたっては、階段付近等の狭い箇所において必要なホーム幅員が確保できないことや、ホームの強度不足により補強が必要となるなど多数の課題があります。そのため、1日の利用者数が10万人以上の駅について優先して整備を進め、以降についてはお客様のご利用状況などを考慮し、今後検討を進めてまいります。

なお、その他のホーム安全対策として、接近する列車の乗務員や駅係員に非常を知らせるとともに付近の列車を停止させる列車非常停止ボタンやホーム下退避スペースを設置しております。また、京王稲田堤駅においては、ホームと車両との隙間が広い箇所に光の点滅で注意喚起する間隙注意灯を設置しているほか、転落検知マットの整備も行っております。

④駅施設の多言語表記については、ホームの駅名板や出口付近の周辺施設案内板など、サイン類の2カ国語表記(日・英)を行っているほか、一部の案内板では4カ国語表記(日・英・中・韓)を推進しております。今後の多言語表記については2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、今後公表されるガイドラインに沿った整備を進めてまいります。

かな表記については、改札口付近にひらがな運賃表を設置しているほか、ホームにある駅名板において駅名のひらがな表記を行っております。また、アルファベットと色で路線を示し、番号で駅名を表示した駅ナンバリングやピクトグラムを導入しております。

そのほか、外国人のお客様とも円滑なコミュニケーションを取れるよう、問い合わせ頻度が高い項目を4カ国語でまとめた「指さし会話帳」や、翻訳ソフトを搭載したタブレット端末を整備するなど、お客様にわかりやすいご案内に努めております。

⑤ 駅施設が改良されるまでの間をはじめとして、ラッシュ時における改札・精算窓口の駅職員の増員のほか、高齢者、障害者等が利用しやすいよう、エレベーター等利用時の駅職員による配慮や利用者へ声かけなどの心のバリアフリーの啓発、車内における情報提供の充実に取り組まれるよう要望いたします。

⑥ 移動等円滑化された車両の整備については、同法に基づく基本方針の目標を達成されておりますが、引き続き積極的な整備及び導入を要望いたします。

⑦ 全車両内において、車いすやベビーカーなどの利用者が利用できるスペースを配置するとともに、周囲からも容易に認識できるように、マークの掲出や床面等の着色を行うよう要望いたします。また、駅構内において、車いすやベビーカーなどの利用者に対する相互理解を深めるためのポスター等の掲出についてもあわせて要望いたします。

⑤ 駅係員については、ホームと車両との隙間が広い京王稲田堤駅の下りホームにおいて終日監視要員を配置しているほか、朝のラッシュ時間帯には多くのお客様がご利用になる駅のホームに係員を配置し、お客様の安全確保を図っております。また、駅係員を対象とした各種教育・訓練を実施しており、平成28年12月には公益財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター様のご協力のもと、弊社の駅係員や乗務員向けに、実際の駅や車両を使用して盲導犬の帯同や白杖を使用するお客様へのご案内や接遇スキルを向上させるための講習会を実施しました。そのほか、サービス介助士2級の取得促進などソフト面での取り組みを推進することにより、接遇レベルの向上を図ってまいります。

車内においては、車掌による案内放送に加え、英語でのご案内に対応した自動放送装置の導入を進めているほか、LED・液晶画面の案内表示器を用いて停車駅や乗り換え情報、異常時情報を文字でご案内しております。

また、スマートフォン向けのアプリケーション『京王アプリ』においては、これまでに提供していた鉄道運行情報に加え、平成28年12月にはリアルタイムで列車の走行位置がわかる新機能を追加するなど、情報提供の充実に努めております。

⑥ 車両のバリアフリー化については、車いす・ベビーカースペースを全編成へ整備しているほか、案内表示器やドアチャイムについても全車両への整備が完了しております。また、順次実施している車両のリニューアル工事などの際には、車いす・ベビーカースペースの増設や車両のドアが開閉することを光の点滅でお知らせする開閉予告表示灯の設置などを進めております。

⑦ 当社では車両のリニューアルにあわせて車いす・ベビーカースペースの増設を進めており、設置車両の内外にピクトグラムを掲出することで周囲からも容易に認識できるように努めております。また、駅貼りポスターや車内中吊りを掲示するなど、車いすやベビーカーをご利用のお客様とご利用でないお客様の相互理解に向けた取り組みも行っております。

## Ⅲ その他

番号	要望事項	要望内容	回答
(1)	自転車等駐車場用地の提供	<p>自転車等駐車場の設置に際し、駅周辺において新たな用地を確保することは困難な状況となっております。</p> <p>については、自転車等の利用者の大部分が京王線を利用する通勤・通学者であること、また、自転車等駐車場の設置に対する鉄道事業者の協力義務を規定した「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(自転車法)」の趣旨にのっとり、鉄道利用者の利便性向上及び駅周辺の良好な環境づくりのため、用地の提供及び用地確保、施設の設置や維持への助成、自転車等駐車場の自己経営等、放置自転車対策の推進について、積極的に取り組まれるよう要望いたします。</p> <p>また、現在、有償で自治体へ貸し付けている用地の借地料軽減についても、ご検討されるよう要望いたします。</p> <p>なお、平成18年6月から改正道路交通法が施行され、自治体としても、自動二輪車(排気量50ccを超えるもの。ただし、側車付きは除く。)の駐車対策を進める必要があるため、自転車等と同様に、自動二輪車の駐車場の設置についても、特段のご協力、ご配慮をお願いいたします。</p>	<p>京王稲田堤駅及び橋本駅近くの高架下用地を自転車等駐車場および撤去保管のための用地として一部を除き無償にて提供しております。また、京王稲田堤駅では、弊社の関係会社が高架下用地を活用して自転車等駐車場を運営しております。</p> <p>今後も、鉄道利用者の利便性向上及び駅周辺の良好な環境づくりに向け、自転車等の駐車対策に協力してまいりたいと考えております。</p>
(2)	乗継運賃制度の拡充	<p>現在、貴社におかれては、JR東日本ほか、他の民営鉄道との乗継ぎによる割引運賃の導入を行い、平成25年3月からは交通系ICカードの全国相互利用サービスが開始され、公共交通機関の乗継利便性の向上に取り組まれているところですが、さらなる利便性の向上を図るため、今後は、他の公共交通機関も含めた乗継運賃制度の拡充について、積極的に取り組まれるよう要望いたします。</p>	<p>乗継割引については、弊社の京王線・井の頭線と他社線の初乗り区間相互を乗り継いでご乗車されるお客様の割高感緩和のため、一部の区間で実施しております。</p> <p>他の公共交通機関も含めた乗継運賃制度については、乗継のお客様と非乗継のお客様との不公平感が拡大するという課題があるため、拡充の計画はございません。</p>